

保存版

令和8年度 こども園のしおり



かほく市

この「こども園のしおり」には、重要事項の説明が書かれています。

卒園されるまで大切に保管してください。

変更があった場合は、その都度お知らせいたします。



入園にあたり

お子様のご入園おめでとうございます。

子どもがすくすくと育つためには、心身の安定が基礎となります。

特に乳幼児期に周りの人から温かい愛情を受けて育つことが、成長してからの大切な基礎になると言われています。

ご家族とこども園とがお互いに手を取り合い、お子様の成長を見守っていきたいと思いますので、これからのこども園生活についてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



基本理念

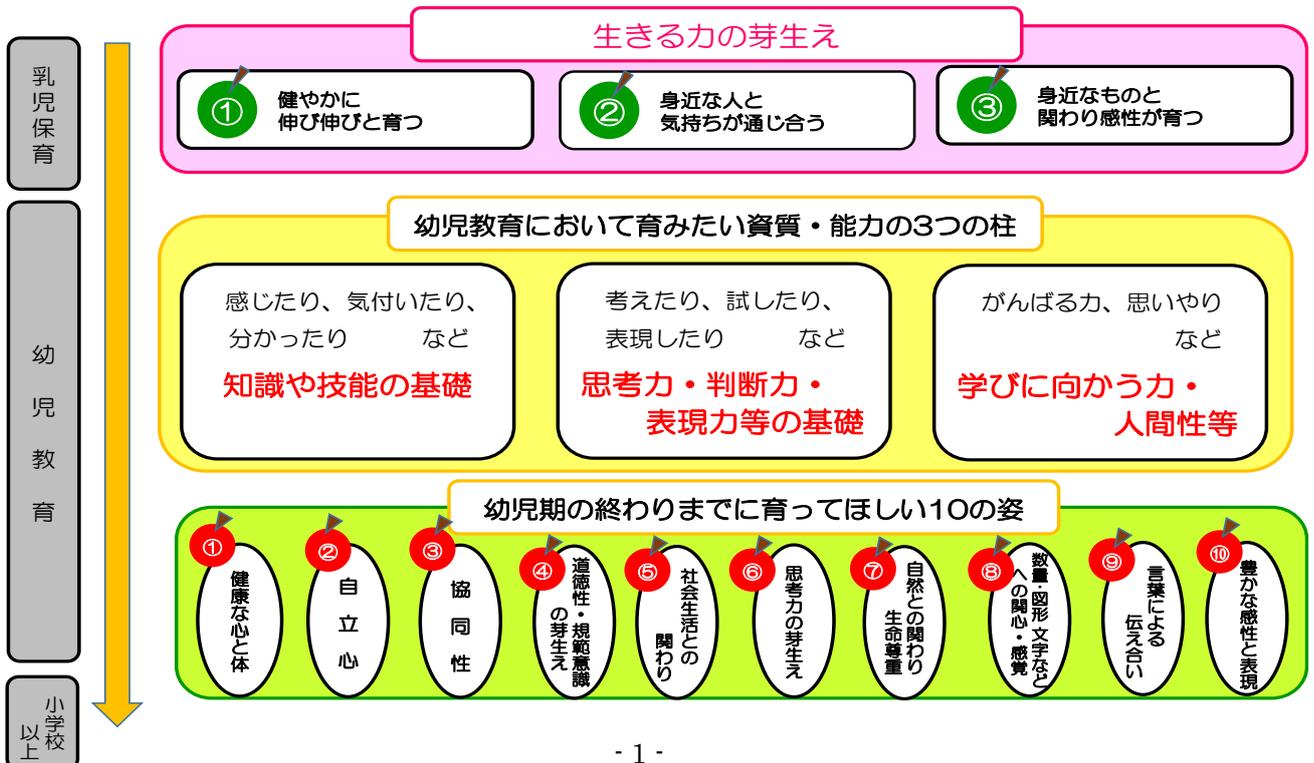
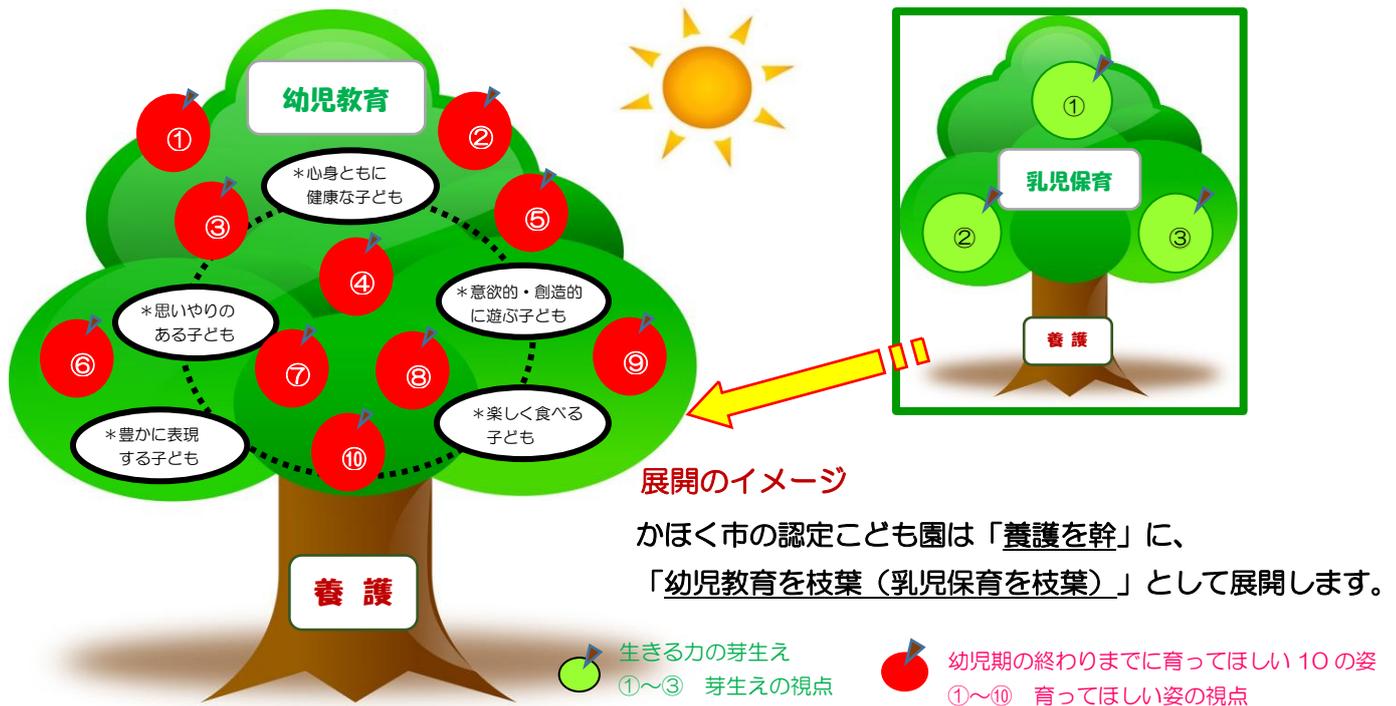
生きる力の芽生えを育み、遊びを通して学び合う“かほくっ子”に！

基本方針

- 子どもの最善の利益を考慮しつつその生活を保障する。
- 環境を通して養護と幼児教育を一体的に行う。
- 子どもと子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

目標

- * 心身ともに健康な子ども
- * 思いやりのある子ども
- * 意欲的・創造的に遊ぶ子ども
- * 感じたことや考えたことを豊かに表現する子ども
- * 豊かな食体験を通して楽しく食べる子ども



育ちの姿と保育の手だて

おおむね6か月未満

母体内から外界へと急激な環境の変化に対応していく時期で、めざましい成長が見られます。この時期に、基本的信頼感が育ちます。

***からだ（運動機能） 全身の動きが活発になる時期です。**
・首がすわり、寝返り、腹ばいなど全身の動きを楽しむようになる
・音や声のするほうに顔を向ける

***あたま（言葉・認識） 「喃語」を発する時期です。**
・「アーアー」「ブーブー」などの喃語を発するようになる
・目の前にあるものを、触ったり、口の中に入れてたりして確かめる

***こころ（感情・社会性） 特定の人との関わりが大切な時期です。**
・あやすと笑うようになる
・表情や体の動きで、自分の欲求を表すようになる
・特定の大人と、情緒的な絆が形成される

— 手だて —

・特定の保育者が優しく丁寧に関わることで、安心感を抱くようになり、子どもの豊かな感情が育つ手助けをします。



おおむね6か月から1歳3か月未満

お座りやははいはい、つかまり立ちができるようになるなど、運動機能の発達がめざましい時期です。また、簡単な言葉を理解します。

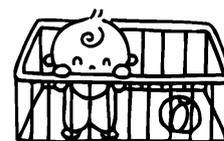
***からだ（運動機能） 運動機能の発達がめざましい時期です。**
・お座りやははいはい、つかまり立ちや伝い歩きをするようになる
・手を自由に動かすようになる
・離乳食から段階を踏んで、幼児食へ移行する

***あたま（言葉・認識） 大人から自分に向けられた簡単な言葉を理解する時期です。**
・簡単な言葉が分かるようになる
・自分の欲求を身振りや指差して伝える

***こころ（感情・社会性） 情緒的な絆が深まる時期です。**
・特定の大人との、感情の絆が深まる
・一方で人見知りをするようになる
・身近な人や物に興味を示す

— 手だて —

・温かい触れ合いの中で好奇心や興味を満たし、歩行の完成と言葉を覚える手助けをします。



おおむね1歳3か月から2歳未満

歩くことができるようになり、生活空間が広がります。言葉を話し始めて身近な人への関わりが増えていきます。

***からだ（運動機能） 新しい行動を獲得する時期です。**

- ・歩き始め、自分の意思で体を動かせるようになる
- ・つまむ、めくるなどの運動機能が発達する

***あたま（言葉・認識） 言葉のやり取りができるようになる時期です。**

- ・片言や指差しを使い、二語文を話し始める
- ・意思を伝えようとする欲求が高まる
- ・大人の言うことがわかるようになる

***こころ（感情・社会性） したい気持ちとできることに、ギャップのある時期です。**

- ・身近な人や物に自分から働きかけ意欲が育ってくる
- ・人と物をやり取りしたり、取り合ったりするようになる
- ・見立て遊びが始まる

— 手だて —

- ・周囲の子ども等への興味が高まる時期を受け止め、子ども同士の関わりが育まれていく手助けをします。



おおむね2歳

自分の体の動きをコントロールできるようになります。また、自我が強くなり、自己主張も強くなります。簡単なごっこ遊びをする中で言葉のやり取りを楽しむようになります。

***からだ（運動機能） 運動機能や指先の機能が発達する時期です。**

- ・排泄のための体の機能が整う
- ・走る、跳ぶなど、体を思うように動かせるようになる
- ・指先が器用になり、衣服の着脱、紙をちぎったり、貼ったりするようになる

***あたま（言葉・認識） 語彙（ごい）が豊かになる時期です。**

- ・自分の意思や欲求を言葉で表そうとする
- ・言葉の数（語彙）が急激に増える
- ・イメージを膨らませることにより、象徴機能がより発達する

***こころ（感情・社会性） 自我が芽生える時期です。**

- ・自己主張が強くなり、自分でやりたがる
- ・大人と簡単なごっこ遊びを楽しむようになる

— 手だて —

- ・自分でしようとする気持ちを尊重しながら、身の回りのことや遊びが十分できるよう一人一人に手助けをします。



おおむね3歳

心身の基本的な能力が身に付き、大人に依存するばかりでなく、自立しようとする時期です。知的好奇心もより強くなります。

***からだ（運動機能） 基本的な生活習慣が身に付く時期です。**

- 基本的な運動能力が発達する
- 食事、排泄、衣類の着脱などが、ほぼ自分でできるようになる

***あたま（言葉・認識） 新しい言葉や認識に興味をもつ時期です。**

- あいさつや返事などの言葉を、自分から言うようになる
- 「なぜ？」「どうして？」という質問が多くなる
- 言葉による表現がますます豊かになってくる

***こころ（感情・社会性） 「きまり」にそって行動できるようになる時期です。**

- ごっこ遊びをより一層楽しむようになる
- 友達との関わりが増え、トラブルが多くなる
- きまりを守ろうと思うようになる

— 手だて —

- 自分でしようとする気持ちを大切にしながら、生活に必要な基本的な習慣が身に付くように手助けをします。
- 集団の中で友達と楽しく遊べるように生活の環境を整えます。



おおむね4歳

自分の体をコントロールできるようになり、運動量がぐんと増えます。人の気持ちに気付くようになってきて、社会性が身に付きます。

***からだ（運動機能） 全身のバランスが取れるようになる時期です。**

- 全身のバランスが取れるようになり、体の動きが巧みになる
- 二つの異なった動きを同時にできるようになる

***あたま（言葉・認識） 会話を楽しめるようになる時期です。**

- 友達とイメージを共有しながら、ごっこ遊びを楽しむようになる

***こころ（感情・社会性） 仲間とのつながりを楽しむようになる時期です。**

- 他の人に見られていることを意識して、行動するようになる
- 目的をもって行動するようになる
- 自分の気持ちを抑えたり、葛藤を経験したりする

— 手だて —

- 心と体がバランスよく成長するように、子どもの気持ちを温かく受け止めます。
- 友達とのつながりの中で自主性、発見、驚きを大切に、自由に行動できるように環境を整えていきます。



おおむね5歳

よいこと、悪いことを自分で考え、批判する力が芽生えてきます。目的をもって集団で遊ぶことが増えます。

***からだ（運動機能） 仲間と遊ぶことが楽しくなる時期です。**

- ・運動機能がますます伸び、喜んで運動遊びをする
- ・体全体を使った複雑な動きができるようになる
- ・基本的な生活習慣が身に付く



***あたま（言葉・認識） 自分なりに考えて、話すようになる時期です。**

- ・自分たちできまりをつくって、遊びを楽しむようになる
- ・言葉による共通のイメージをもつ
- ・批判したり、判断したりする力がつく
- ・言葉で自分の考えを伝える力が身に付く

***こころ（感情・社会性） 社会的ルールが身に付いてくる時期です。**

- ・友達と同じ目的をもって、遊んだり、行動したりできるようになる
- ・我慢することやきまりを守ることの大切さが分かる
- ・人の役に立つことを嬉しく感じる

— 手だて —

- ・遊びをより楽しむために自分たちでルールをつくったり、守ることの必要性を理解する手助けをします。
- ・身近な社会や自然の事象に触れる機会を多くし、実際に試したり確かめたりしながら、好奇心や探究心などが養われるようにします。

おおむね6歳

思考力や認識力が高まり、文字や社会事象などへの関心が深まり、集団の中で生きる人間としての土台が育まれます。

***からだ（運動機能） 体の動きが、一層滑らかになる時期です。**

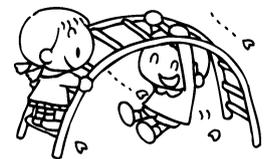
- ・様々な道具を使って、活発に遊ぶようになる
- ・ダイナミックな遊びができるようになる
- ・手先が器用になる

***あたま（言葉・認識） 話すこと、書くことへの興味が増す時期です。**

- ・文字が読める嬉しさを実感する
- ・文字、数字、記号に、より興味をもち、自分で書こうとする
- ・予想や見通しを立てる力がつく

***こころ（感情・社会性） 仲間意識が強くなる時期です。**

- ・自立心が高まっていくが、身近な大人に甘えるときもある
- ・友達の意思を大切にし、役割分担が生まれる



— 手だて —

- ・いろいろな経験を通して、一人一人が自分の気持ちや考えを、自信をもって表すことができるようにします。
- ・身近な社会や自然の事象に触れる機会を多くし、実際に試したり確かめたりしながら、好奇心や探究心などが養われるようにします。

かほく市立こども園一覧

	こども園名	定員	住所	電話番号	対象年齢
1	高松こども園	155	高松	281-1130	2ヶ月児～
2	大海こども園	92	夏栗	281-3682	
3	はまなすこども園	190	木津	285-2630	
4	ひまわりこども園	160	秋浜	283-3041	
5	しらゆりこども園	195	白尾	283-1860	
6	新化こども園	193	宇野気	283-0231	
7	みずべこども園	193	大崎	283-1933	
8	金津こども園	96	谷	285-2681	

◎開 所 時 間：午前7時00分～午後7時00分まで

◎基本保育時間：午前8時00分～午後4時00分まで

◎土曜日は就労のある場合、ご利用できます。

◎定員は毎年度の入園児数により変わる場合があります。



年齢別の名称について

期待と希望に満ち、大地から生まれた芽が無限に広がり、大空へと羽ばたくように、次世紀の子どもたちの健やかな育ちを願い、統一した年齢別の名称が定められています。

【年齢別の名称】

0歳児 ふたば

期待と希望に満ちて大地から生まれた芽。



1歳児 はな

色とりどりに咲く可愛い花。



2歳児 にじ

きれいな色に輝き、夢をのせ大空にのびていく虹。

3歳児 ほし

個性いっぱい、キラキラ輝く小さな星。

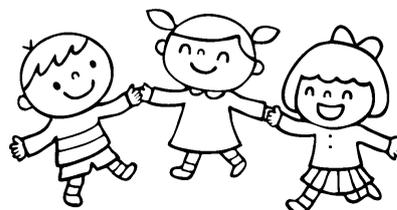


4歳児 つき

成長しながら、さまざまな形に変化していく月。

5歳児 そら

無限の力・無限に広がる空。



□□ 認定こども園の一日 □□

区分		時間																								
		7:00	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	17:00	18:00	19:00				
1号認定 (3~5歳児)					教育・保育										降園準備	降園(13:00~) 必要に応じて預かり保育 (事由がある場合のみ)										
					教育・保育										降園準備	降園(13:00~) 必要に応じて預かり保育 (事由がある場合のみ)										
2号認定 (3~5歳児)	保育短時間		保育		教育・保育										食事	午睡準備	午睡	着替え・トイレ	間食	降園準備	降園(16:00~) 必要に応じて延長保育					
	保育標準時間	保育			教育・保育										食事	午睡準備	午睡	着替え・トイレ	間食	降園準備	保育 お迎えにより順次降園	延長保育				
3号認定 (0~2歳児)	保育短時間		保育		保育・間食・食事										午睡準備	午睡	間食	降園準備	降園(16:00~) 必要に応じて延長保育							
	保育標準時間	保育			保育・間食・食事										午睡準備	午睡	間食	降園準備	保育 お迎えにより順次降園	延長保育						

一日の生活の流れ

0歳児（ふたば）		1・2歳児（はな・にじ）	
時間	主な活動	時間	主な活動
7:00	順次登園 手洗い 挨拶・健康観察 検温 おむつ交換 遊び 外気浴 ミルク（間食） おむつ交換 遊びまたは睡眠	7:00	順次登園 手洗い 挨拶・健康観察 所持品の始末 遊び
11:00	食事（離乳食） おむつ交換 遊びまたは睡眠 ミルク（間食） おむつ交換 遊びまたは睡眠 個別観察 検温・手洗い	9:30	排泄（おむつ交換）・手洗い 間食 保育の計画に基づいた活動
16:00	順次降園	11:20	排泄（おむつ交換）・手洗い 食事 排泄（おむつ交換） 午睡 起床 排泄（おむつ交換）・着替え・手洗い
19:00		15:00	間食 遊び
		15:45	身じたく・個別観察 手洗い
		16:00	順次降園
		19:00	

育児担当制保育（園児に対して特定の保育者が食事や排泄などの身の回りのお世話を継続的に援助する）を導入しています。子ども一人一人の発達に応じた保育が可能になり、情緒が安定し、自分で考えて「選択・行動・表現」する力を育むことが期待されます。

3・4・5歳児（ほし・つき・そら）

主な活動（1号認定）	時間	主な活動（2号認定）
順次登園	7:00	順次登園 手洗い・うがい
	8:00	挨拶・所持品の整理・健康観察 遊び
	9:00	
一人一人に挨拶したり、声をかけたりしながら、体調や心情面をみています。 また、身の回りのことが進んで行えるように指導します。		
手洗い・うがい 挨拶・所持品の整理・健康観察 遊び 片付け・ティータイム 指導計画に基づく教育活動		片付け・ティータイム 指導計画に基づく教育活動
クラス全体で指導計画に基づいた教育活動を行いながら、さまざまな経験や活動に取り組みます。		
排泄・手洗い・食事準備 食事・うがい 身じたく・個別観察	11:30	排泄・手洗い・食事準備 食事・うがい
	12:30	排泄・午睡準備
順次降園	13:00	午睡
	14:30	起床 排泄・着替え・手洗い
	15:00	間食準備・間食 遊び
	16:00	身じたく・個別観察 順次降園
	19:00	

*各こども園・年齢毎に内容が若干異なります。

こども園のきまり

<通 園>

- 通園に危険な場所は特に注意し、事故の起こらないように気を配ってください。
- ・通園時は責任をもって送り迎えをしてください。
(車を使用する際はチャイルドシートを着用してください。)
 - ・園児の送迎に際し、タブレット端末を使用した登園管理システムを導入しています。
登園/降園時に、タブレット端末でクラスと園児名を選んで打刻をしてください。
*打刻漏れの場合、延長料金が発生します。打刻漏れが生じた場合、コドモンで登降園時間をお知らせください。
 - ・欠席や登園が遅れる場合は、9時30分までに保護者アプリから連絡してください。
登園時の打刻漏れや欠席・遅刻の連絡がない場合、「登園予定のご確認」のお知らせが保護者アプリに通知されます。
 - ・都合でやむを得ず他の人に送迎を依頼する場合は、必ずこども園に連絡してください。
 - ・駐車場におけるトラブルや事故については、責任を負いません。
 - ・不審者対策のため、9時30分から15時30分、および18時以降には玄関を施錠させていただきます。



<服 装>

- ・常に清潔なものを身に付け、着脱のしやすいものを着せてください。
- ・気温に応じて調節ができるものや、活動しやすいものにしてください。
- ・活動により内履きシューズを使用します。園から持ち帰った際、洗濯してください。
- ・フードやヒモが付いた服は危険ですので、着用を控えてください。
- ・通園時は、シューズ履きでお願いします。(サンダル、クロックスは不可)
- ・園では集団生活のため、汚れ付着、取り違え、紛失等の場合があります。
- ・感染予防から嘔吐や下痢等で汚れた衣類はそのままビニール袋に入れて返却します。

<午 睡>

- 乳幼児期は成長が著しく、朝から長時間にわたり集団の中で活発に遊ぶ子どもたちには午睡はとても大切です。
- ・午睡ベッド用の敷パッド、綿毛布(夏期はタオルケット)、お昼寝袋(着替え用シャツ)を用意してください。
週末に持ち帰りますので、洗濯をお願いします。
お昼寝袋は毎日持ち帰ります。
 - ・5歳児(そら組)は、1月から午睡をしません。



<食 事>

○乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通した人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、こども園では食に関する取り組みを積極的に進めています。こども園の食事は栄養士によって立てられた献立に基づき、乳幼児に適した栄養価や食材を考慮して調理しています。

【0歳児】

- ・乳児の離乳食は一人一人の状態に合わせて家庭と連携し進めます。
(初期食、中期食、後期食、完了食)の4段階にわけています。
- ・ミルクと哺乳瓶はこども園で準備します。

【1・2歳児】

- ・主食、副食、午前・午後の間食を提供します。

【3・4・5歳児】

- ・副食のみ提供しますので主食を持たせてください。
 - ・午後の間食を提供します。
- ・毎月、食事だより(献立表)を配信します。
 - ・偏食は大人の嗜好に影響されることが多いようです。家庭の協力を得ながらいろいろな食材をおいしく食べられるように工夫しています。
 - ・食物アレルギーのある子は、医師の指示書に基づき個別に配慮しています。指示書を必ず提出してください。原因食物の除去の必要がなくなった場合は、「食物アレルギー食対応解除申請書」を提出していただきます。用紙は園からお渡しします。
 - ・症状に応じて食事記録を記入していただきます。

《手作り弁当について》

- ① 家庭と連携した食育の一環として毎月1回手作り弁当を実施します。
(食品衛生上の観点から、6月～9月は除きます。)
 - ② お弁当の中には、のどに詰まる恐れのある一口サイズのチーズやこんにゃくゼリー等は、入れないでください。ミニトマトや大粒のぶどう、ウズラの卵等は、カットして入れてください。
 - ③ プラスチックようじ(ピック)は、口腔内を傷つけることがありますので控えてください。
 - ④ リュックサックの中に、弁当、箸(スプーン)、おしぼり、敷物(レジャーシート)を入れ、水筒を持たせてください。
 - ・0・1歳児は年間を通じてリュックサック、敷物(レジャーシート)は要りません。
 - ・0・1歳児の水筒は、ストロー型(トレーニングカップマグ)でも可。
- * 離乳食の間は園で食事を提供します。

※持ち物には、全て名前を書いてください。

※災害時、感染症流行時等、園での調理が難しい時には、手作り弁当をお願いする場合があります。

<健康・安全>

○子どもは自分の体の疲れを自覚し、調子が悪いことを周囲の人にうまく伝えることができません。常に子どもの状態を把握し、少しでも普段と様子が違うときは注意しましょう。

体調が悪そうなときは早めに病院へ行きましょう。

- 登園前に検温し、37.5℃以上ある、また咳症状等のある場合は登園をしないで、家庭で様子を見てください。また、発熱があった場合、解熱剤を使用せず、解熱後 24 時間以上経過し、症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
- 下痢、嘔吐、発熱、目の充血等の有症状時は、必ず医師の診断を受けてください。
- 発熱、下痢、伝染病疾患などにより、園で体調が悪くなった場合は、お迎えに来ていただくことがあります。
- 伝染病の場合は、医師の登園許可が出るまで休ませてください。
登園のめやすは「小児伝染病と登園基準」を参考にしてください。
なお、伝染・感染する病気の場合は、こども園にも必ず知らせてください。
- 園内における罹患状況については玄関掲示してありますのでご確認ください。
受診前に情報を要する場合は園にご連絡ください。
- こども園における薬の投与は、原則として行わないことになっています。やむを得ず保育時間中に服薬しなければならない場合は、園にご相談ください。
薬の依頼書は園からお渡しします。必要事項を記入・押印し、薬(記名)に添付して保護者の方が直接保育者に手渡してください。(15 ページ見本参照)
医療機関で処方された薬でも、投与にあたって園の判断を必要とする薬については取り扱いません。薬剤情報提供書は、毎回薬と一緒に提出してください。
- 気管支拡張テープを貼って登園する時は、薬の依頼書を提出してください。また、気管支拡張テープには名前を明記してください。
- 事故や転倒による打撲等の場合、24 時間を経過するまで登園せず家庭で様子を見てください。
- 爪はのびると危険なので、こまめに切ってください。
- 前髪が目に入らないよう、また、長い髪は飾りのないゴムで結び、口や食器等に入らないよう衛生面にも気を付けましょう。
(角のある固いもの、ヘアピン等はケガに繋がる場合もあります)

<家庭との連絡について>

○家庭連絡簿(0~2歳児)

- 家庭からの連絡欄は、毎日必ず記入してください。

○連絡帳(3~4歳児)

- 保護者が保育者に伝えたいこと、またこども園から家庭へ知らせたいこと等を必要に応じて記入します。目を通しサインをお願いします。

○出席ノート(4~5歳児)

- 園児名、保護者名、通園経路等必要事項を記入してください。

※玄関の掲示板にて連絡を行うことがありますので、登降園時にご確認ください。

小児伝染病と登園基

病名	感染経路	感染期間	潜伏期間	主な症状	登園のめやす
はしか (麻疹)	飛沫 空気	発疹出現前5日間～ 出現後3～4日間	8～12日	発熱、くしゃみ、鼻水、目やに、結膜炎等の風邪症状と全身の発疹。	解熱した後3日を経過してから。
インフルエンザ	飛沫 接触	発病後5日間	1～4日	突然の高熱、のどの痛み、節々の痛み、頭痛、全身倦怠感など。	発熱した日を0日として5日間経過し、かつ解熱後3日経過してから。
新型コロナウイルス感染症	飛沫 エアロゾル 接触	発症2日前から 発症後7～10日	約3日～ 14日間	発熱、呼吸器症状(咳、のどの痛み)、頭痛、倦怠感、消化器症状(下痢等)、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常など。	発熱した日を0日として5日間経過し、かつ症状が軽くなった後1日経過してから。
風しん (三日ばしか)	飛沫 接触	発疹出現前7日間～ 出現後7日間	16～18日	発熱、発疹、リンパ節の腫れ。	発疹が消失してから。
水痘 (みずぼうそう)	飛沫 空気	発疹出現前1日～すべての発疹が痂皮化するまで	14～16日	軽い発熱(38度前後)と全身の発疹。	すべての発疹がかさぶたになってから。
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	飛沫	腫脹前7日間～腫脹後9日間	16～18日	発熱と耳の下の頬やあごの腫れ・痛み。	耳の下の腫れがひいてから。(1週間から10日間後)
咽頭結膜熱 (プール熱)	飛沫 経口	咽頭より約2週間、 糞便から3～4週間 ウイルス排出	2～14日	アデノウイルスにより、目やに、涙目、まぶしがる、結膜の充血、風邪症状、発熱。	主要症状が消失後、2日間経過してから。
流行性角結膜炎 (はやり目)	飛沫 接触	発病後2週間	2～14日	目やに、充血、かゆみ、涙目、耳のリンパ節の腫れと痛み。	主要症状が消失してから。
百日ぜき	飛沫 接触	咳が出現してから2週間以内	7～10日	風邪症状、頑固で激しい咳、吸気時のヒュー音。	特有な咳が消失してから。(約4週間後)
急性出血性結膜炎	接触	発病後3～4日	約1日	目やに、充血、かゆみ、涙目、結膜出血。	主要症状が消失してから。
溶連菌感染症 (しょうじん)	飛沫 経口	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	2～5日	突然の高熱、のどの腫れや痛み、咳、発疹など。	抗生剤で熱が下がり、のどの痛みも消え、元気になってから。
マイコプラズマ肺炎	飛沫	2～4週間	2～3週間	咳、発熱。	治療後、主要症状が落ち着いてから。
手足口病	飛沫	咽頭より約2週間、 糞便から3～5週間 ウイルス排出	3～6日	主に手足と口に水泡ができる。 ※おむつの取り扱いに注意すること。	全身状態がよくなり、いつもの食事を摂ることができるようになってから。
りんご病 (伝染性紅斑)	飛沫	発病出現の前後2～3日間	4～14日	熱は出ないことが多い。両ほほにやや盛り上がった赤い発疹。	全身状態がよくなってから。
流行性嘔吐下痢症 (ウイルス性腸管感染症) 感染性胃腸炎	飛沫 経口	症状のある間と、 症状消失後1週間	1～3日	ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスなどにより、突然嘔吐、下痢、発熱が始まる。	症状が落ち着き、いつもの食事を摂ることができるようになってから。
ヘルパンギーナ	飛沫 経口	咽頭より2～3日間	3～6日	突然の高熱、のどの奥に水ぶくれがたたくことができる。	症状が落ち着き、いつもの食事を摂ることができるようになってから。
RSウイルス感染症	飛沫 接触	通常3～8日間 乳児では3～4週間	4～6日	発熱、鼻汁、呼吸困難、咳。 乳児期早期では細気管支炎、肺炎の合併症を起こす可能性がある。	呼吸器症状(咳:のどの痛み)が消失し全身状態がよくなってから。
頭じらみ	接触	産卵から孵化までは7日	10～30日	髪の毛に小さい白い卵が産み付けられ、よく見ると小さなしらみの虫体を発見することができる。後頭部や耳の後ろの生え際に卵が多い。痒みを伴うことがある。	駆除を開始してから。
伝染性軟属腫 (みずいぼ)	接触	感染を生じてから目に見える大きさになるまで約1ヶ月	2～7週間	1～3ミリの半球状のいぼで、真ん中に白い部分がある。たくさんできて広がっていくことがある。	滲出液が出ているときは被覆してから。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	接触	効果的治療開始後24時間まで	2～10日	えんどう豆大の水泡が発生。破れた時の汁が他のところへ広がっていく。	患部を覆う。

【飛沫感染】 咳・くしゃみにより、鼻やのどの分泌物から感染すること。

【接触感染】 ウイルスに接触(ドアノブ・玩具・遊具・抱っこ・握手等)してうつること。

【経口感染】 汚染された手で物を食べたりすることによって感染すること。

【エアロゾル感染】 空気中を漂うエアロゾルの粒子を吸い込むことで、エアロゾルが保有するウイルスに感染すること。

※園の罹患状況は玄関に掲示してあります。受診時にお伝えください。



《与薬（薬）の依頼書についてお願い》

こども園における与薬は、原則として行わないことになっております。しかし、やむを得ず保育時間中に与えなければならない場合は、誤飲や事故を防ぐため下記のことを承知くださるようよろしくお願いいたします。

- ・医療機関で処方された薬に限ります。処方されたものであっても座薬、熱さまし、痛み止めはお断りいたします。
- ・保護者の判断で与薬されている薬(家庭常備薬、市販のもの)については取り扱いません。
- ・飲み薬については1回分だけ持たせてください。
- ・診断後、こども園での服用が初めてとなる薬については、お断りします。
- ・お子さんの機嫌や健康状態がきわめて悪い場合は、与薬を見合わせ、ご連絡いたします。
- ・原則として、服用中は毎日依頼書を出してください。
- ・慢性の病気(気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投与や処置については保育所保育指針によって、主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者とこども園が連絡を密にし、主治医または嘱託医の指示に従います。
- ・「薬の依頼書」は、押印もれ、記入もれの場合は与薬しません。
- ・薬剤情報提供がある場合は薬と一緒に持たせてください。
- ・主治医の診断を受けるときは、お子さんが現在〇〇時～〇〇時まで〇〇こども園に在園していることと、こども園では原則として薬の投与ができないことをお伝えください。

薬の依頼書					
こども園名		令和 年 月 日			
		保護者名 _____ 印			
医師の診察を受けたところ、下記の通り指示がありましたので私に代わり与薬をお願いします。					
組		園児名			
病 院 名					
病 名					
症 状					
薬 の 種 類	持参した薬は 月 日に処方された 日分うちの本日分です 薬剤情報提供書 あり・なし				
	飲み薬 水薬 () 粉薬 (包) 錠剤 (錠)	気管支拡張テープ 胸 ・ 背中 腕 ()	その他		
連 絡 事 項			こども園記載	受領者	サイン
与薬する時間	食前 食後	与薬者(確認)		印	与薬(確認)日時
朝、家で与薬した時間	時 分頃				時 分

(こども園用)

— 依頼書を確認の上与薬しますので必ず職員に手渡してください —

<コドモンアプリ>

○園と保護者の様々な連絡を1本につなぎます。

- ・欠席・遅刻連絡…コドモンアプリから欠席や遅刻の連絡をスムーズに行えます。
打刻漏れがあった場合、コドモンでお知らせください。
- ・おたより配信…園全体、クラス毎や保護者一人一人に対し、送信することができます。
- ・緊急連絡（災害時の確実な伝達手段）
不審者情報や災害情報など保護者への緊急連絡を即時に配信できます。
- ・行事予定表（行事・イベントの告知）
- ・写真販売

※運用に際しては、保護者の皆様のスマートフォン等への専用アプリのダウンロードやユーザー登録をお願いすることとなりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。



アプリの登録について

<かほく市公式ライン>

○かほく市からの各種情報が配信されます。

ラインの友達追加からID検索：[@kahoku-city](https://line.me/tv/@kahoku-city) もしくはQRコードより登録をお願いします。



<災害共済>

○(独)日本スポーツ振興センターによりこども園内の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行うものですので、全員に加入していただきます。

- ・負担金は、園児1人につき年間240円です。

<その他>

○毎月、「〇月のお知らせ」「食事だより」「保健だより」を配信いたしますので、必ず目を通して確認してください。

○通園かばんの中は、毎日確認してください。

○児童が装着する医療器具等（矯正眼鏡等）が破損した場合、こども園では責任を負いませんのでご了承願います。

○保育料の他に、教材費を負担していただきます。

○こども園の行事等で撮影したビデオや写真については、ご家庭で鑑賞する以外 SNS 等インターネットにアップロードしないでください。

○災害時、感染症流行時等、お子様の安心安全確保のため、臨時休園となる場合があります。

なお、わからない点がありましたらこども園までお尋ねください。

こども園におけるけが等での受診の際の医療費について

かほく市では、子どもに係る医療費制度により 18 歳までの医療費の助成をしており、平成 28 年 1 月からは医療機関窓口での無料化（保険診療分）が始まりました。こども園でのけが等で受診される場合は、かほく市より郵送されました「かほく市子ども医療費受給資格者証」は使用せず、いったん医療機関窓口で医療費を負担いただく必要がありますので、十分にご注意ください。

なお、日本スポーツ振興センターでは医療費負担額＋見舞金が支給されます。

お手順をお掛けしますが、こども園管理下でのけが等については、下記手続きに沿って進められるようお願いいたします。

記

【こども園でのけが等で受診した場合の手続き】※18ページ参照

1. 医療機関窓口での医療費負担

- ・こども園でのけが等で受診した場合は、**医療機関窓口で医療費をお支払いください。**

2. こども園への報告

- ・こども園から日本スポーツ振興センターの請求に関する書類をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、園に提出をしてください。
- ・書類を提出する際には、**全ての領収書も提出してください。**

3. 支給

- ・日本スポーツ振興センターで審査後、支給額が決定します。
- ・医療費窓口でお支払いいただいた金額に見舞金を加算した金額が支給されます。

初診から治癒するまでに支払った医療費総額が 5,000 円（窓口負担 1,000 円）未満の場合は、日本スポーツ振興センターの給付は受けられません。その場合は、子ども医療費助成制度の申請により払い戻しが受けられます。（問合せ先：かほく市保険医療課 283-7123）

学校(園)又は通学(園)中でケガをした時は・・・

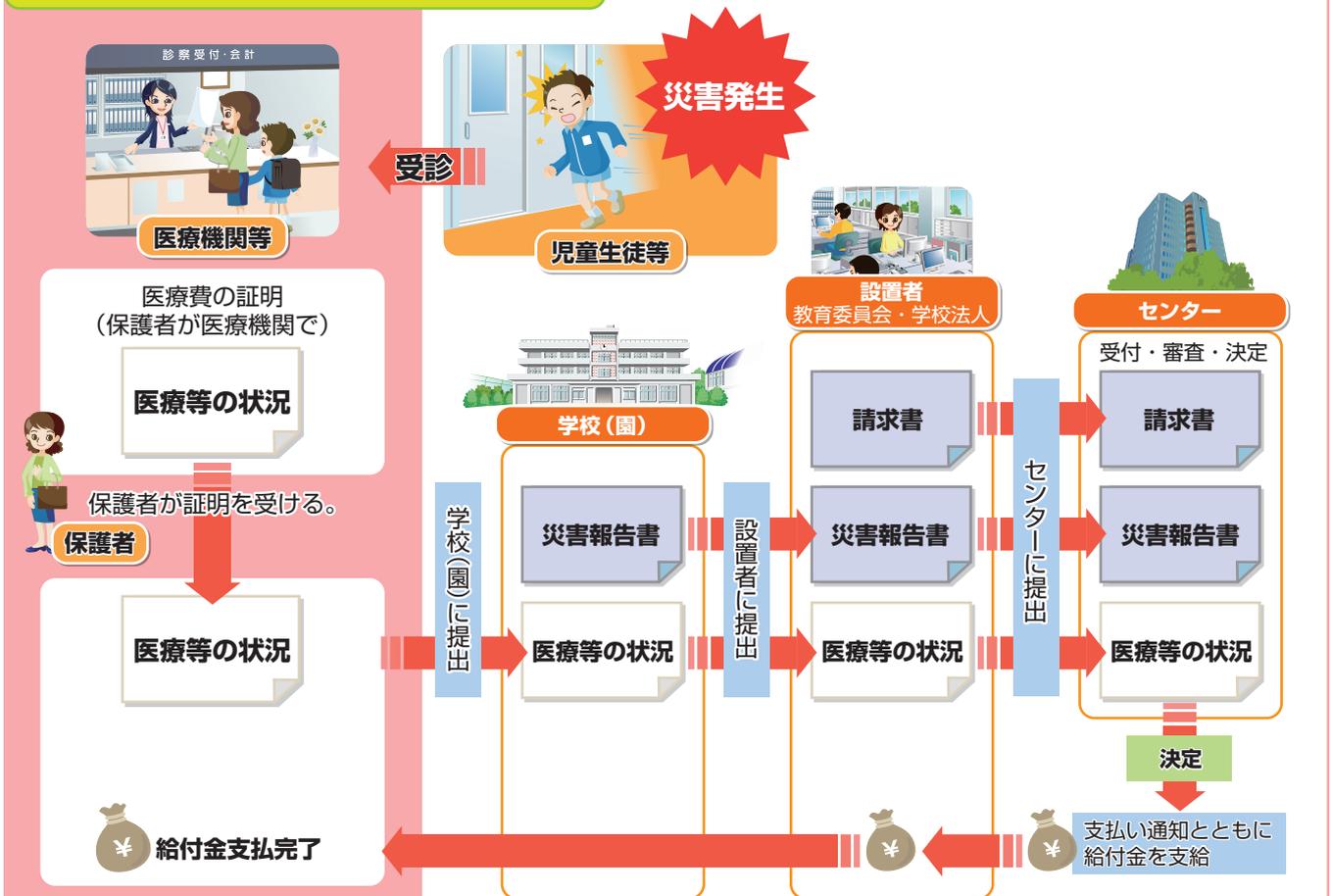
～申請に当たってのご留意点～

以下の手順で医療機関への手続きをお願いします。

- ① 学校(園)の先生から『医療等の状況』(医療費の証明)の用紙を受取って下さい。
※病院外の薬局で薬を処方された場合は、さらに「調剤報酬明細書」が必要になります。
- ② 受診した医療機関に提出し、医療費を証明された『医療等の状況』などを受取って下さい。
- ③ 『医療等の状況』などを学校(園)の先生へお渡し下さい。

下記の流れのとおりの手続きが完了次第、給付金が支払われます。おおよそ3ヶ月程度の時間がかかります。

申請から給付金を受け取るまでの簡単な流れ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガなどに対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特典の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書くに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

学校の先生方へ こちらの用紙を『医療等の状況』と共に保護者にお渡しください。

事業内容

かほく市では地域全体で「幼児造形事業」に取り組んでいます。
日々の造形活動を通して「好奇心」や「感性」、「感じたことや考えたことを表現する力」、「創造性」が育ち、子どもの『健やかな心と体の成長』を促すことを願っています。
造形事業の様子については、かほく市ホームページ（QRコード）をご覧ください。



【年間行事】

※保護者参加行事

- ・入園式（新入園児） ・親子バス遠足（3歳児） ・保育参加 ・運動会（2～5歳児）
- ・アクロススイミングスクール参観（5歳児） ・かほっくる親子参加（4・5歳児）
- ・表現会（2～5歳児） ・卒園式（5歳児） 等

※季節の行事

- ・七夕の集い ・クリスマス会 ・節分の集い ・ひな祭りの集い ・お別れ会 等

※年齢に応じた行事

- ・プラネタリウム鑑賞（5歳児） ・うんどう遊び（4・5歳児） ・おはなし会
- ・人形劇鑑賞（3～5歳児） ・交通安全教室（3～5歳児）
- ・幼小連携事業 小学校との交流（5歳児） 等

*こども園によっては保護者・祖父母参加の対象が異なる場合があります。

【毎月の行事】

- ・誕生会 ・避難訓練 ・身体計測 ・アクロススイミングスクール（5歳児）5月～12月

【健康管理】

- ・内科健診（年2回） ・歯科検診（年2回）
- ・歯科衛生指導（年1回）
- ・尿検査（年2回 3歳以上児）
- ・目の検査（年2回 春:4・5歳児 秋:3・4歳児）



【衛生管理】

- ・手洗いうがいの励行（毎日） ・フッ化物洗口（毎日 4・5歳児）
- ・食器、調理器具の消毒（毎日） ・汚物（おむつ）処理（毎日）
- ・こども園内外の大掃除（年1～3回）
- ・害虫点検（月1回）
- ・職員の検便（月1～2回）

【安全管理】

- ・消火訓練（毎月） ・消防署合同避難訓練（年1回）
- ・災害時避難訓練（年1回） ・災害伝言ダイヤル訓練（年1回）
- ・災害時引渡し訓練（年1回） ・不審者訓練（年2回）
- ・消防設備の点検（年2回業者委託）
- ・電気設備の安全点検（毎月業者委託）
- ・こども園内外の道具、遊具の点検（月1回）
- ・こども園屋外遊具の点検（年1回専門業者委託）
- ・AEDの点検（毎日）



準備するもの

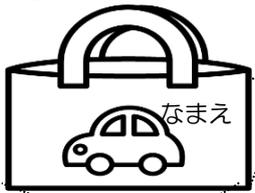
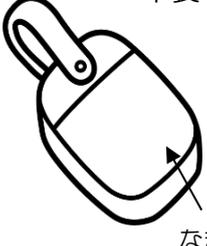
<持ち物について>

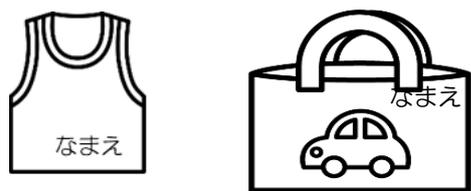
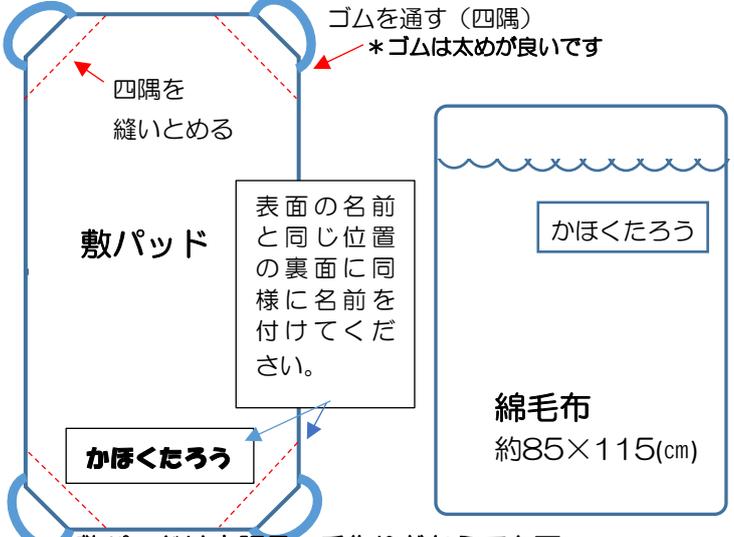
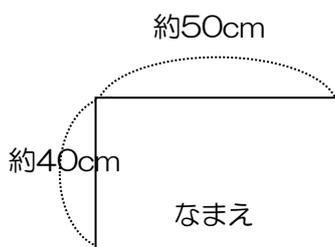
		0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	
家庭で準備する物	1	通園かばん				○
		通園袋	○	○	○	
	2	手拭きタオル（ひも付き）	時期をみて		○	○
	3	口拭きタオル(3枚)	○	○	○	
		食事用エプロン（3枚）	○	○	○	
	4	弁当箱・弁当袋（5歳児はハンカチ）				○
	5	水筒（コップ、中栓、ひも付き）				○
	6	内履きシューズ・シューズ袋			時期をみて	○
	7	着替え	○	○	○	○
		着替え用袋				○
	8	お昼寝袋（着替え用シャツ）				○
	9	午睡ベッド用敷パッド・綿毛布(タカケット)	○	○	○	○
10	おむつ交換マット（2枚）	○	○	○		
11	紙おむつ・おしりふき	○	○	○		
12	ナイロン袋（汚れ物入れ）	○	○	○	○	

※園によって若干異なる場合があります。

園で準備する物	家庭連絡簿	○	○	○	
	集金袋	○	○	○	○
	おたよりバック(黄色) ※	○		→	
	カラー帽子 ※			○ →	
	自由画帳 ※				○
	図エクレヨン（3歳児のみ） ※				○
	連絡帳（3~4歳児のみ） ※				○
	水性マーカー（4~5歳児のみ） ※				○
出席ノート（4~5歳児のみ） ※				○	

※印は、後日集金させていただきます。

<p>1 通園かばん（3～5歳児） 通園袋（0～2歳児）</p>	<p>通園カバン </p>	<p>通園袋  約40cm</p>
<p>2 手拭きタオル （2～5歳児） 2枚</p>	<p>手拭きタオルには かけひもをつける </p>	
<p>3 食食用エプロン 口拭きタオル （0～2歳児） 各3枚</p>	<p>タオル製エプロン  タオルのふちに ゴムを通してください。 タオルに直接ゴムを 縫い付けても可  口拭きタオル</p>	
<p>4 弁当箱（3～5歳児） 弁当袋（3～4歳児） ハンカチ（5歳児）</p>	<p>冬は温めるので 高温に耐えるもの   ・巾着式 ・ボタン式 どちらでも可 5歳児はハンカチを使用します</p>	
<p>5 水筒 （3～5歳児） 「中栓、ひも付きのものにしてください」</p>	<p> ストローではなく コップ付のものにしてください</p>	
<p>6 内履きシューズ シューズ袋 （3～5歳児） ※内履き用で底が ゴム製で滑らないもの</p>	<p>布製でも可  </p>	

<p>7 着替え (0~5歳児) 着替え袋 (3~5歳児)</p>	 <p>どちらの形でもよいです</p>
<p>8 お昼寝袋 着替え用シャツ (3~5歳児) ※3歳児は時期をみて</p>	
<p>9 午睡ベッド用敷パッド 綿毛布(タオルケット) (0~5歳児) 午睡用ベッドサイズ(cm) 2~5歳児 54×131 0・1歳児 54×100 ※おねしょシートを利用する 場合はベッドと敷パッドの 間に入れてください。 ※名前は10cm×25cmの布に 書いて縫い付けてください。</p>	 <p>敷パッドは市販品・手作りどちらでも可</p>
<p>10 おむつ交換マット (0~2歳児)</p>	 <p>裏面が防水性のものに してください 表面、裏面の両方に 名前を書いてください</p>
<p>11(サブスク利用の場合は必要なし) 紙おむつ おしりふき (0~2歳児)</p>	 <p>必要なお子様のみ持たせてください 一枚ずつ名前を書いてください</p>

※名前をしっかりと書いてください。

※現在ご家庭でお使いの物がある場合は、多少大きさが異なっていてもそのままお使いください。

※毎日持ち帰るものは、翌日洗濯した清潔なものを持たせてください。

特別保育事業

○預かり保育（1号認定の方）

- 必要に応じて預かり保育（事由がある場合のみ）を実施します。
- 園行事により土曜日出席した場合は、利用日の前後 7 日間の間に振替休日を取っていただく必要があります。
- 夏季休業は、8月14日～16日　冬季休業は、12月29日～1月3日 となります。

○長時間保育・延長保育（2号、3号認定の方）

- 保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要な子どもには基本保育時間に加えて長時間保育・延長保育を下記のとおり実施しています。
- 保育標準時間認定された方と保育短時間認定された方は延長保育時間、延長保育料が異なります。
- 就労しない日はお休みいただくか、利用する場合でも原則的な時間(8:00～16:00)のご利用となります。
- 長時間保育・延長保育を希望するご家庭は、毎年申請書の提出が必要です。

〔表 1〕

1号認定	教育標準時間	7:00～9:00	教育標準時間 9:00～13:00	預かり保育 13:00～16:00	16:00～19:00	
		※別料金 1時間当り 200円	原則的な利用時間 (4時間)	※別料金 1時間当り 200円	※別料金 1時間当り 200円	
2・3号認定	教育・保育短時間	延長保育 (早朝保育) 7:00～8:00	教育・保育短時間 8:00～16:00		延長保育 16:00～ 18:00	延長保育 18:00～19:00
		※別料金 1時間当り 100円	8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量） 原則的な利用時間（8時間） 通勤時間等		※別料金 16:00～18:00 1時間当り 100円 18:00～19:00 1時間当り 200円	
	教育・保育標準時間	早朝保育 7:00～8:00	教育・保育標準時間 8:00～16:00		長時間保育 16:00～ 18:00	延長保育 18:00～19:00
		通勤時間等	11時間（利用可能な時間帯＝保育必要量） 原則的な利用時間（8時間）		通勤時間等	※別料金 月額 2,000円 1時間当り 200円

○休日保育

【新化こども園】にて実施しております。

- ◆かほく市内の公立こども園に通園中の乳幼児（6ヶ月～）で、休日に家族の就労により保育できない場合にお預かりします。
 - ・開所時間：午前7時00分～午後6時00分まで
 - ・事前に登録、申請が必要です。
 - ・利用する場合は利用日の10日前までに利用申請書を提出してください。
 - ・保育短時間認定の方は基本保育時間を超えると、延長保育料金がかかります。延長保育料については前ページ（23ページ）の表1と同じです。
 - ・月に1回弁当持参の日があります。
 - ・アレルギーのあるお子さんは弁当・おやつ持参となります。
 - ・利用日の前後7日の間に振替休日を取らなかった場合は一時保育と同額の料金（25ページ）がかかります。



○年末保育

【高松こども園・ひまわりこども園・新化こども園】にて実施しております。

- ◆かほく市内の公立こども園に通園中の乳幼児（6ヶ月～）で、年末に家族の就労により保育できない場合にお預かりします。
 - ・実施日時：12月29日、30日
 - ・費用（料金）

区分	期間	金額
0歳児	半日	1,500円
	1日	2,500円
1、2歳児	半日	1,000円
	1日	1,500円
3歳以上児	半日	750円
	1日	1,250円

- ・開所時間：午前7時00分～午後6時00分まで
- ・事前に登録、申請が必要です。
※休日保育の登録・申請とは別に手続きが必要になります。
- ・保育短時間認定の方は基本保育時間を超えると、延長保育料金がかかります。延長保育料については前ページ（23ページ）の表1と同じです。
- ・給食はありませんので、弁当・お茶・おやつ持参となります。

○一時保育

【各こども園】にて実施しております。

- ◆保護者の就労形態または疾病、入院その他の事由により緊急に乳幼児の保育が必要となった場合に、一時的にこども園で保育を受けることができます。

【保育料】

区分	昼食代	期間	金額	
			昼食を含まない	昼食を含む
0歳児	500円	半日	1,500円	2,000円
		1日	2,500円	3,000円
1、2歳児	500円	半日	1,000円	1,500円
		1日	1,500円	2,000円
3歳以上児	250円	半日	750円	1,000円
		1日	1,250円	1,500円

※災害掛け金 240円（年間）が別途必要になります。

※かほく市在住もしくはかほく市に実家のある方が対象となります。

※0歳児はミルク・哺乳瓶持参となります。

※アレルギーのあるお子さんは弁当・おやつ持参となります。

※連続14日までご利用いただけます。

※既にこども園等（他市町含む）に入園している場合は、利用できません。

※利用当日、必ずお子さんの体調を確認してください。受入れ後、体調不良等の理由で、お迎えをお願いした場合でも料金が発生します。

- 保育時間：（1日）月曜日～土曜日：基本午前8時～午後4時
（半日）月曜日～土曜日：午前8時～正午・正午～午後4時
※基本保育時間以外のご利用については園にご相談ください。
- 延長保育：延長保育時間のみの利用は、半日料金＋延長保育料金（23ページ）となります。



○病児保育

◆入院するほどでないが、病気やけがで体調が優れない子どもを一時的に預かり、保護者や保育施設の代わりに保育と看護を行います。保護者がこれ以上仕事を休めないという時に仕事と子育ての両立で悩むお父さんお母さんを支援します。

- ・病気やケガでかかりつけ医の許可がある場合に限りです。
- ・各施設予約制です。利用希望の場合は直接お問い合わせください。
- ・お子さんの状態によってお預かりできない場合があります。



実施場所	開所曜日	実施時間	金額
金沢医科大学病院 病児保育室（すまいる） 076-218-8059	月曜日～金曜日	午前8時～午後6時	1日 2,100円
さくら保育園 病児・病後児保育室 076-283-7791	月曜日～金曜日	午前8時～午後5時	1日 1,000円

※こども園にパンフレットがありますので、お渡しいたします。

○病後児保育（※利用にあたっては通園しているこども園にご相談ください。）

◆かほく市内の公立こども園（公私連携法人学園台こども園を含む）に通園中の乳幼児（6ヶ月～）が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間にお預かりします。お子さんが風邪をはじめとする病気にかかってしまい、「だいぶ元気になったけど、もう1、2日安静にさせたい。でもそんなに仕事は休めない・・・。」という時はご利用ください。

- ・こども園の専用保育室にて看護師及び保育士が保育いたします。
- ・申請書・主治医意見書が必要となります。
- ・申請書・主治医意見書の用紙は、市内こども園、内科医院、小児科医院の窓口にありますので、ご利用ください。
- ・医師の診断を受け、主治医意見書を医師に記入してもらってください。
なお、主治医意見書（市内医院500円前後かかります）及び診察料は自己負担になります。
- ・アレルギーのあるお子さんは、弁当・おやつ持参となります。
- ・0歳児はミルク、哺乳瓶持参となります。

実施こども園	開所曜日	実施時間	金額
大海こども園	月曜日～土曜日	23ページ〔表1〕に同じ	無料
しらゆりこども園			（延長保育の場合は別途料金）
新化こども園			※23ページ〔表1〕に同じ

保 育 料

<保育料>

○「保育料徴収基準額について」

- ・ 保育料は扶養義務者（原則父母）の市民税の所得割額の合計に応じて決定します。
- ・ 市民税の賦課決定時期が6月となり、直近の所得の状況を反映させる観点から、保育料の切り替え時期は、9月とします。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税の所得割額により保育料を決定します。）
- ・ 年齢は、年度当初（4月1日）現在が基準になります。年度途中で3歳になっても、年度末まで保育料は変わりません。
- ・ 3歳以上の児童（ほし・つき・そら）の保育料は無料です。

<保育料の支払い方法>

○お子さんの入園した月分から、保育料を口座振替により納めていただきます。

【口座振替】

口座振替申込手続	「口座振替依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、預金通帳・使用印鑑をお持ちのうえ取り扱い金融機関店舗の窓口へ提出してください。
取扱店舗・口座	「かほく市口座振替依頼書」に記載してある金融機関本支店の口座です。
振替日	原則月末となります。 ※12月のみ振替は25日となります。 ※月末等が休日の場合は翌営業日です。

- ・ 兄弟姉妹がすでにこども園に在園し、口座振替を利用されている場合は、新入園児についても、自動的に同じ口座から引き落としとなります。

<延長保育料の支払いについて>

- ・ 延長保育料 … 前月分を保育料と同日に口座振替にて納入いただきます
 - ・ 月額延長保育料… 当月分を保育料と同日に口座振替にて納入いただきます
- ※詳細は、こども家庭課にご確認ください。

<保育料の減免申請について>

両親のいない家庭、母子家庭、父子家庭、在宅障害者のいる世帯、災害等により損害を受けた家庭については、保育料の減免を受けることができます。

- ・ 減免の開始月 … 申請された日の翌月から保育料が減額されます。
- ・ 年度ごとの手続きが必要です。
- ・ 手続きが遅れた場合、遡って保育料の減額とはなりませんのでご注意ください。
- ・ 所得の要件等によっては、減免の対象外になる場合があります。

※詳細は、こども家庭課にご確認ください。

<現況の確認について>

(1) 保育を継続する必要性があるかの確認

入園してからも、毎年翌年度からの保育を継続する必要性があるか確認を行います。(その時期になりましたら、こども園から案内いたします。)

現況の確認の結果、保育の必要性が認められない場合は、退園となります。

※3・4・5歳児の場合は、1号認定に変更し継続利用できます。

(2) 保育料の決定について

保育料は、市民税をもとに決定します。

4月～8月の保育料→前年度の市民税課税状況により決定

9月以降の保育料 →今年度の市民税課税状況により決定

※毎年9月が保育料の切り替えの時期になります。

※保育料の決定通知は4月と9月の年2回行います。ただし、3歳以上児については、4月のみに無償のお知らせを配付します。

保護者の状況等に変更があった場合は支給認定の変更となります！

支給認定後、次のような変更があった際はすみやかに「支給認定変更申請書(兼)届出書」を園に提出してください。

(※毎月10日までに必要書類を提出した場合、当月からの変更が可能です。)

- 1.住所・氏名・世帯構成の変更があった場合
- 2.就労先、就労時間が変わった場合
- 3.仕事をやめた場合
- 4.産前・産後休暇を取得する場合
- 5.育児休暇を取得する場合
- 6.結婚、離婚、生活保護世帯等の状況に変更があったとき
- 7.その他、保育を必要とする事由に変更があった場合



(※申請用紙は、園またはこども家庭課でお受け取りください。)

< 保育認定の事由 >

保育が必要な要件	提出書類
就労 (月 48 時間以上)	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※変則労働、土日祝勤務の方は、年間休暇表やシフト表など就労状況が確認できるものを添付してください。
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳など出産予定日が確認できる書類の写し ※妊娠・出産を事由とした新規入園の場合、妊娠・出産期間(産前6週・産後8週)のみの利用が可能です。
育児休業(1年間)	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)
保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書(保育が困難なことがわかるもの) 障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し
親族等の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書(保育が困難なことがわかるもの) 障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明等
求職活動(3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク登録証等の写し
就学・技能習得 (趣味・通信教育は除く)	<ul style="list-style-type: none"> 学生証(在学証明書)の写し カリキュラム等受講状況のわかるもの
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭課にご相談ください

※同居の65歳未満の祖父母についても、同様です。

※就労(産休・育休含む)以外の方は上記書類のほかに申立書が必要です。

【教育・保育給付認定の種類】

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども

※満3歳になると自動的に2号認定に切替します。

【育児休業中のこども園の利用について】

育児休業を取得している場合、こども園の利用はできません。

産まれた子の育児を理由とする通園中のお子さま(兄弟児)が継続して園を利用できる期間は、原則産まれたお子さまが1歳を迎えた月末までとなっております。産まれたお子さまが1歳を迎えた月末の翌月以降、就労等の理由のない通園中のお子さまは退園(3~5歳児の場合は、1号認定への変更)となりますのでご注意ください。

◎求職活動について

求職活動を理由としての園の利用は1年度間（4月～翌年3月）で一家庭3カ月となり、分割して取得も可能です。ただし、連続で取得できる期間も3カ月となります。

令和7年度			令和8年度			
令和8年	令和8年	令和8年	令和8年	令和8年	令和8年	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 求職活動 ○ </div>			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 求職活動 × </div>			<p>(例1)</p> <p>令和8年1月～3月まで求職活動を利用し、引き続き4月以降も求職活動を取得する場合。</p> <p>(入園について)</p> <p>4月以降は求職活動を理由として園の利用はできません。</p> <p>求職活動を連続で取得できる期間は3カ月間となります。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 就労 ○ </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 求職活動 ○ </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 就労 ○ </div>	<p>(例2)</p> <p>就労から求職活動を3カ月取得し、再度就労となる場合。</p> <p>(入園について)</p> <p>園の継続利用は可能です。</p> <p>また、令和8年度は4・5月の求職活動を取得しているため、残り1カ月取得できます。</p> <p>ただし、連続で取得できるのは3カ月間までとなるため、6月は求職活動を取得できません。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 求職活動 ○ </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 就労 ○ </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 求職活動 ○ </div>		<p>(例3)</p> <p>求職活動から就労となり、再度求職活動を取得する場合。</p> <p>(入園について)</p> <p>園の継続利用は可能です。</p> <p>1度就労されているので、再度の求職活動での園の継続利用は可能です。</p>

※就労は月の半分以上勤務していないと認められませんのでご注意ください。

休園の基準について

地震や風水害等が発生した際のこども園の休園の目安となります。
災害発生後（または警戒レベル発令後）直ちに休園措置となるわけではなく、市内の状況を判断して決定します。
なお、休園となる場合はコドモン等にてご連絡いたします。

【地震発生時】

○かほく市内にて震度4以上の地震が発生したとき

登園前	施設確認を行い、コドモン等にて連絡します。
保育中	園児、施設の安全確認を行い、コドモン等にて連絡します。

○かほく市内にて震度5強以上の地震が発生したとき

登園前	施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園とします。
保育中	保育を継続できないと判断される場合は臨時休園とします。 避難が必要な場合は避難所での引き渡しとなります。

【風水害等発生時】

大雨、洪水、土砂災害の発生が予測され、かほく市より避難情報が発令されたとき
※かほく市が発令する避難情報は避難所等の状況をみて警戒レベルとは別に発令されます。警戒レベル3以上の発令後直ちに臨時休園となるわけではありません。

登園前	警戒レベル3（高齢者等避難）	臨時休園となる場合があります
保育中	警戒レベル4（避難指示）	
	警戒レベル5（緊急安全確保）	

休園措置となる場合はコドモン等にてお知らせいたします

Memo